



平成27年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 栗本鐵工所
代表者名 代表取締役社長 福井 秀明
(コード番号 5602 東証第一部)
問合せ先 総合企画室長 生越 勝弘
(TEL 06-6538-7719)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(変更箇所は下線で示しております。)

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人の職務執行が法令および定款に適合

することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号および第5号ニ)

(企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針: 政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ)

- (1) 当社は、当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人が法令・定款および企業倫理を順守した行動をとるための行動規範として、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を定める。
また、代表取締役社長を委員長として、取締役、執行役員、労働組合代表、顧問弁護士等により構成されるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置し、原則として毎月1回会議を開催する。さらに、当社およびグループ会社のコンプライアンス・リスクマネジメント推進責任者ならびに推進担当者を選任し、委員会で決定した活動内容を周知し実行することにより、コンプライアンスの徹底を図る。
- (2) 委員会は、常設の専門部会を置き、当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人に対する教育研修、当社およびグループ会社における情報セキュリティシステムの構築、リスク管理についての検討を行う。内部監査部門は、委員会事務局と連携の上、当社およびグループ会社におけるコンプライアンスの状況を監査する。これら、専門部会での活動および内部監査の状況については定期的に委員会および監査役会に報告する。
- (3) 当社は、法令上疑義のある行為等について使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人が直接情報提供を行う手段として、企業倫理ホットラインおよび目安箱制度を設置し、委員会事務局が管理運営を行う。事務局は、提供情報を委員長に報告し、委員長は、必要に応じ、リスク管理委員を任命し、当該行為・事象の有無、リスクの程度等について調査を行わせる。

- (4) 当社およびグループ会社に適用される企業行動基準において、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、これらの活動を助長するような行為を行わないことを定めている。

2. 当社の取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役は、文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存・管理する。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

3. 当社およびグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号および第5号ロ)

当社は、当社およびグループ会社におけるリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を整備し、リスク毎の担当部署、不測の事態が発生した場合または発生するおそれがある場合の迅速な対応、損害の防止または拡大防止・改善策などのリスク管理体制を構築する。

4. 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略に関する重要事項については、事前に代表取締役社長を議長とする取締役などで構成される特別経営会議等において議論を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、すでに整備している稟議規程、組織規程等に従い、効率的な経営管理体制を構築する。

5. 当社およびグループ会社における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号イおよびハ)

- (1) 当社は、当社およびグループ会社における内部統制の構築を目指し、グループ会社全体の内部統制に関する担当部署の明確化を図るとともに、当社およびグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

また、グループ会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に則り、当社に対し了解・報告を求めるシステムを構築する。

- (2) 当社の内部監査部門は、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、その結果を担当部署および当該会社の責任者ならびに監査役会に報告し、担当部署は、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (3) 当社は、財務報告の信頼性・適正性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用する。
- (4) 当社は、当社代表取締役等とグループ会社の代表取締役が定期的に会談する場を設定することにより、当社およびグループ会社の経営状況等の情報共有化を行い、グループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確認する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性および使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号乃至第3号)

- (1) 監査役会の職務補助に専念する使用人を1名以上監査役室に置く。
- (2) 監査役は、当該使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、当該使用人は、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- (3) 当該使用人が、監査役からの命令業務遂行中は、当該使用人の人事異動、懲戒につき、監査役会の承認を得る。

7. 当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制および監査役会または監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号および第5号)

- (1) 取締役は、監査役会または監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を報告する。
監査役は、当社の稟議事項等の重要情報およびグループ会社からの了解・報告に係る情報を常時閲覧することができると共に、当社およびグループ会社の取締役ならびに使用人に対して直接報告を求めることができる。
- (2) 監査役会または監査役に対して直接報告を行った当社の使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

8. 監査役職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役がその職務を執行する際に生じる合理的な費用は当社の負担とし、監査役がその前払を求める場合にはこれに応じる。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第6号および第7号)

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で、定期的な会議を行う。また、必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家に対し、当社の費用負担において、監査業務に関する支援・助言を求めることができる。

以上